

福祉生活病院常任委員会資料

(令和8年5月21日)

【件名】

■令和7年度鳥取県教育・保育施設等における虐待事案について

(子育て王国課) . . . 2

子ども家庭部

令和7年度鳥取県教育・保育施設等における虐待事案について

令和8年5月21日
子育て王国課

児童福祉法第33条の16の規定に基づき、令和7年度に県内の保育所等から通報のあった虐待事案の件数等について取りまとめましたので、その概要を報告します。

1 虐待事案の状況

通報件数	令和7年度 要対応件数 (A+B)		虐待該当	非該当	備考
	前年度以前 継続件数(A)	令和7年度 新規件数(B)			
4件	4件	0件	2件	1件	要対応件数のうち1件は令和8年度に事実確認。

※監査等で所管行政庁が自ら虐待等の疑いを把握したものを含む。

2 虐待該当の状況

(1) 施設等の種別

保育所	幼稚園	特別支援 学校幼稚園	認定 こども園	小規模 保育事業	家庭的 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業
0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件
一時預かり 事業	病児保育 事業	乳児等通園 支援事業	放課後児童 健全育成事業	児童館	児童育成支援 拠点事業	子育て短期 支援事業	認可外 保育施設
0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

(2) 虐待の種類

身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
2件	0件	0件	0件

(3) こどもの性別

男子	女子
2名	0名

(4) こどもの年齢

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学生	中学生
0名	0名	2名	0名	0名	0名	0名	0名

(5) 虐待を行った職員等の職種

管理者	保育士	幼稚園教諭	保育教諭	放課後児童 支援員	児童厚生員	児童支援員	子育て 支援員
0名	0名	0名	1名	0名	0名	0名	1名
調理員・ 栄養教諭	医師	看護師・ 栄養教諭	保育補助者	事務員	用務員	送迎バス等 の運転手	その他職員
0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名

3 都道府県または市町村が講じた措置等

改善勧告（児童福祉法、認定こども園法）	2件
改善命令（児童福祉法、認定こども園法）	0件
事業停止（制限）命令（児童福祉法、認定こども園法）	0件
認可・認定取消（児童福祉法、認定こども園法）	0件
変更命令（学校教育法）	0件
閉鎖命令（学校教育法）	0件
その他の行政指導	1件

※改善勧告：法令等に定める基準に達しない運営をしている施設等の設置者に対し、必要な改善を勧告する行政指導。

改善命令：施設の設置者が改善勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められる場合に改善を命じる行政処分。

事業停止（制限）命令：児童の福祉のため必要があると認められるとき、児童福祉審議会の意見を聴いた上で、施設等の事業の停止（制限）を命じる行政処分。

認可・認定取消：行政の命令や処分に違反した施設等に対し、都道府県や市町村の認可・認定を取り消す行政処分。

変更命令：学校が設備や授業、その他の事項について、法令や自治体の規定に違反したときに、変更を命じる行政処分。

閉鎖命令：学校が法令の規定に故意に違反したり、自治体が法令に基づいて行った命令に違反したとき等に、学校の閉鎖を命じる行政処分。

その他の行政指導：上記の措置に至らない事案について行った文書指摘、口頭指摘、助言指導等。

【参考】保育所等における虐待通報義務の創設等について

○保育所等における虐待等の不適切事案の発生を踏まえ、こどもと保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等を利用できる環境を整備していくため、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）により、保育所等における虐待等への対応について、児童養護施設等や障がい児者施設、高齢者施設の職員による虐待等の発見時の通報義務等と同様の仕組みが新たに整備された（令和7年10月1日施行）。

○具体的には、保育所等*の職員による虐待について、虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務、都道府県等による事実確認、児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置の実施、児童福祉審議会等への報告、都道府県による虐待状況の公表などが定められた。

※新たに対象となった施設・事業

保育所、幼稚園、特別支援学校幼稚部、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、放課後児童健全育成事業、児童館、子育て短期支援事業、認可外保育施設、児童自立生活支援事業、意思表示等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設

○県においては、関係者が共通理解を図り、事案発生時の対応を適切に行うため、「保育所や幼稚園等における虐待対応マニュアル」を策定し、県内市町村及び関係団体・保育施設等に周知したほか、県ホームページにも掲載。